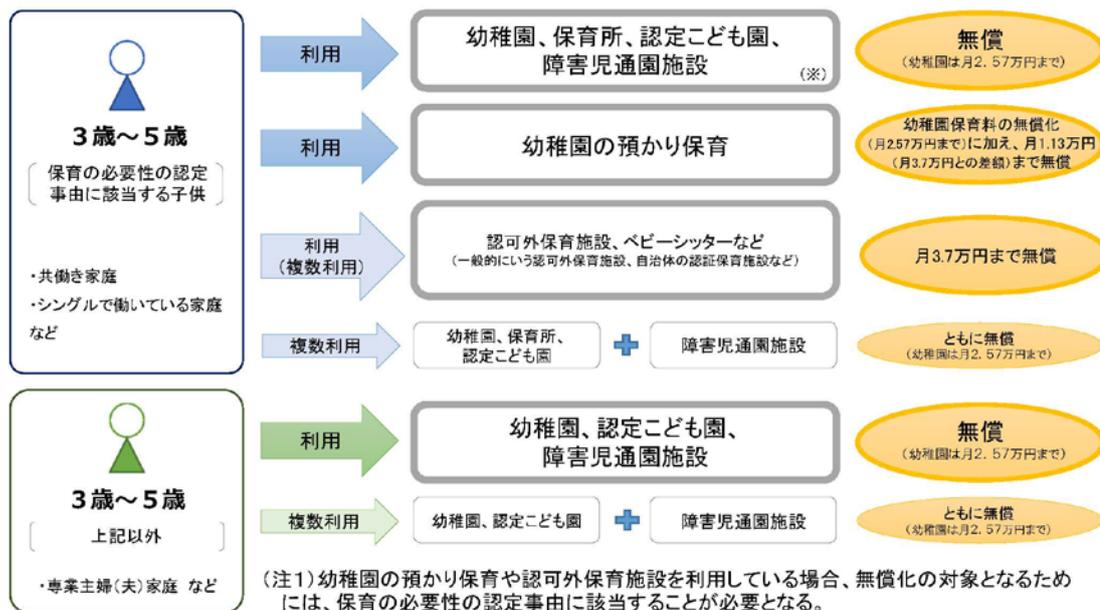


幼児教育・保育の無償化に関する条例を9月議会に上程

10月から開始される幼児教育・保育の無償化に向け、9月の武蔵野市議会第3回定例会に5本の条例案と補正予算を提出します。

補正額 4億263万8千円

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用型)も対象。

(武蔵野市における基本的考え)

○10月の段階における無償化対象施設について

→対象施設は幼稚園、認可保育所、認証保育所、企業主導型保育施設及び認可外保育施設のうち、施設基準や運営基準が適正に認められる施設のみとします。今後対象外施設がこれらの基準を満たした場合は無償化の対象施設とします。

○保育所における給食費(副食費)の取り扱いについて

→保育を構成する要素としての「給食」、保護者・保育施設・市への負担などを総合的に判断し、給食費を徴収しない取り扱いとします。

<参考> 令和元年第3回武蔵野市議会定例会提出予定議案

- 1) 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 武蔵野市子ども子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
- 3) 武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4) 武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5) 武蔵野市立みどりのこども館条例の一部を改正する条例